

青森県報

第二千四十三号

平成十四年七月五日(金曜日)

型式の検定適合遊技機.....() 同 () ...六

告 示

青森県告示第百二十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年七月五日

青森県知事 木村守男

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定.....	同	二
生活保護法による指定医療機関の名称及び所在地変更の届出.....	同	二
土地収用法による事業の認定.....	(監理課)	二
公 告		
宅地建物取引業者の業務の停止.....	(建築住宅課)	三
県有地の売却に係る一般競争入札.....	(経理課)	三
出先機関		
土地改良事業の工事の完了.....	(農林水産所)	四
選挙管理委員会		
病院の長、老人ホームの長、身体障害者更生援護施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設の指定の一部改正.....	(事務局)	四
公安委員会		
風俗営業の営業時間の延長ができる日等.....	(生活安全課)	六

名 称	所 在 地	廃止年月日
対馬 医 院	青森市堤町二丁目二の九	平成十四・五・三
医療法人北山内科小児科医院	青森市浪館前田四丁目二の二三	一四・五・一四
宇野胃腸科内科医院	弘前市大字東長町六〇の二	一四・五・一
坂本耳鼻咽喉科内科医院	弘前市大字南瓦町二の六	一四・五・二
きむらクリニックス	八戸市是川四丁目二の三	一四・四・三〇
角田整形外科医院	むつ市新町一三の五二	一四・五・八

近藤 医院 上北郡野辺地町字野辺地一九五の一 一四・四・三〇

青森県告示第三百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年七月五日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	所 在 地	指定年月日
坂本耳鼻咽喉科 内科医院	弘前市大字坂本町五の七	平成一四・五・三
医療法人きむら クリニック	八戸市是川四丁目二の三	一四・五・一
医療法人佑心会 角田整形外科医 院	むつ市新町一三の五二	一四・五・九
近藤 医院 歯科	上北郡野辺地町字野辺地一九五の一	一四・五・一
スーパードラッグ アサヒ調剤薬 局	弘前市大字土手町一八八の一	一四・五・五
公済会訪問看護 ステーションや まびこ	むつ市小川町一丁目一の五	一四・五・一

青森県告示第三百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年七月五日

青森県知事 木 村 守 男

区分	名 称	所 在 地	変更年月日
変更前	医療法人仁友会きよかわ クリニック	八戸市柏崎四丁目一五の四一	平成一四・五・二元
変更後	医療法人仁友会きよかわ 内科胃・大腸クリニック	八戸市旭ヶ丘三丁目一の二	一三・三・一
変更前	立花歯科旭ヶ丘診療所	上北郡下田町字古間木山五〇の一五〇二	一四・三・一
変更後	立花歯科クリニック	上北郡下田町青葉一丁目五〇の一五〇二	一四・六・二元
変更前	あとむら歯科医院	八戸市大字売市字狐窪一二の七	
変更後	一真堂薬局売市店	八戸市売市三丁目一の三〇	

青森県告示第三百四十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年七月五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 起業者の名称
木造町
- 二 事業の種類
（仮称）ゆとりの公園整備事業
- 三 起業地
1 収用の部分

青森県西津軽郡木造町字赤根地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
木造町役場

公 告

宅地建物取引業者の業務の停止

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、次のとおり宅地建物取引業者に対して業務の停止を命じたので、同法第七十条第一項の規定により公告する。

平成十四年七月五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称
砂田不動産販売株式会社
- 二 代表者の氏名
砂田公一
- 三 主たる事務所の所在地
青森市造道三丁目二の六
- 四 免許証番号
青森県知事(四)第二三六一号
- 五 業務停止の期間
平成十四年七月五日から同年八月四日まで
- 六 停止業務の範囲
業務の全部

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十

二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十四年七月五日

青森県知事 木 村 守 男

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
むつ市金曲二丁目六一	宅 地	一七七・〇五平方メートル

- 二 予定価格 二百六十七万円
- 三 入札に参加する者に必要な資格
地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 四 売却する物件を示す場所
むつ市金曲二丁目六一
- 五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所
青森市長島一丁目一の一
青森県出納局経理課
- 六 入札及び開札の場所及び日時

- 1 場所
むつ市中央一丁目一の八

- 2 日時
青森県むつ合同庁舎 一階A会議室
平成十四年七月二十六日 午後一時

- 七 入札保証金及び契約保証金の額
契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額
- 八 契約書の取り交わしの時期
落札決定の日から七日以内
- 九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。
十 その他

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 2 平成十四年七月十九日午後一時から、むつ市金曲二丁目六二において現場説明を行う。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定により公告する。

平成十四年七月五日

三戸地方農林水産事務所長 平 野 隆 夫

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十三年災農地災害復旧事業 六三・一	階 上 町	平成一四・五・二七
"	"	一四・四・三〇
"	"	一四・三・二七
"	"	一四・四・三〇
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"

"	六三・一〇九	"	"
"	六三・一〇八	"	"
"	六三・一〇七	"	"
"	六三・一〇六	"	"
"	六三・一〇五	"	"
"	六三・一〇四	"	一四・四・三〇
"	六三・一〇三	"	一四・六・二三
"	六三・一〇二	"	一四・四・三〇
十三年災農業用施設災害復旧事業 六三・一〇一	"	"	一四・五・二七
"	六三・一〇〇	"	"
"	六三・九	"	"
"	六三・八	"	"

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十四号

昭和四十四年四月三日青森県選挙管理委員会告示第八号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者更生援護施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成十四年七月五日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

一の表中

中里病院	医療法人清照会湊病院	医療法人湊病院	青森県立さわらび園	弘前記念病院	弘前記念病院	青森県立あすなる学園	あおもり協立病院	あおもり協立病院
〃	七の二	七の二	〃	〃	〃	二〃	二〃	二〃
柏崎一丁目一〇の二〇	大字新井田字松山下野場	大字新井田字松山下野場	大字中別所字平山一六八	大字境関字西田五九の一	大字境関字西田五九の一	大字石江字江渡一〇一	大字大野字前田一〇三の二	大字大野字前田一〇三の二

みちのく荘	弘前特別養護老人ホーム	弘前特別養護老人ホーム	むつりハビリテーション病院	国立療養所大湊病院	医療法人聖心会三沢聖心会病院	医療法人三沢聖心会病院	青森県立はまなす学園	中里病院
四三	三	〃	〃	〃	〃	〃	七二九	〃
大字城ヶ沢字砂川目三の四	大字自由ヶ丘五丁目五の三	大字小沢字大開西六の八・六の一八	桜木町一三の一	桜木町一三の一	淋代三丁目一一の六	淋代三丁目一一の六	大字大久保字大塚一七の七	柏崎一丁目一〇の一〇

に改める。
二の表中

を

みちのく荘	"	十二林一の一三
-------	---	---------

に改める。

五の表中

ケア・ガーデン青森	"	大字古館字安田八八の一
-----------	---	-------------

を

ケア・ガーデン青森	"	古館一丁目二の一
-----------	---	----------

に改める。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第三十三号

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年十二月青森県条例第四十四号）第四条第一項第三号、同条第二項及び同条第三項の規定により、祭礼その他特別の行事の行われる日及び営業時間の延長を認める地域を次のとおり定めるので、同項の規定により告示する。

平成十四年七月五日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

行 事	祭礼その他特別の行事の行われる日	営業時間の延長を認める地域
八戸七夕まつり	平成十四年七月二十日から同月二十三日まで	八戸市
八戸三社大祭	平成十四年八月一日から同月四日まで	八戸市

弘前ねぶたまつり

平成十四年八月一日から同月八日まで

弘前市

青森ねぶた祭

平成十四年八月三日から同月八日まで

青森市

五所川原立佞武多

平成十四年八月四日から同月九日まで

五所川原市

青森県公安委員会告示第三十四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年七月五日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRファイバーウォンテッドS P CRファイバーウォンテッドG	株式会社三共
"	ファイバーウォンテッドDX	"
"	CRクリスタリア	マルホン工業株式会社
"	CRクリスタリア夢幻王国	"
"	CRぶつとびハリケーン大警報	"
回胴式遊技機	ロイヤルセブンバー	高砂電器産業株式会社

”

ロイヤルゼンバー・30

”

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭